



誰もが暮らしやすいまちを

4月から障害者差別

解消法がスタートします

▼問い合わせ 福祉課
 ☎73-3015 / FAX 73-3023
 Eメール
 fukushi@city.mitoyo.kagawa.jp

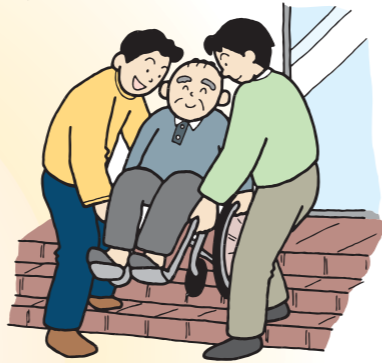
視覚障がいのある人には、書類やメニューなどを読み上げることで、必要な情報を伝えることができます。

聴覚障がいのある人への説明は、手話ができなくても、筆談などでコミュニケーションを取りましょう。



やさしさと勇気ある一言で！
障がいのある人へのサポートは誰でもできます

出入り口の段差や路面の段差に困っている人には、車いすのキャスターを上げて手助けをしましょう。



施設などの出入り口近くにある障がい者などの駐車スペースには、健康な人は駐車しないようにしましょう。

車いすを利用している人の手が届かない商品やチラシなどは、代わって取ってあげましょう。

役所や会社、お店の窓口では、ゆっくりと丁寧に、繰り返し説明するとともに、内容が理解できたことを確認しましょう。

4月から相談窓口を設置します

障がいを理由とする差別などに関することは、福祉課にご相談ください。ただし、相談内容によっては、他の機関を紹介することもあります。

▼問い合わせ
 福祉課 ☎73・3015



ひきこもりで困っていませんか

家族や知り合いに、ひきこもりで困っている人はいませんか。一人で悩まないで、ご連絡ください。解決の道と一緒に考えていきましょう。また、定期的な相談や行事も行っています。お気軽にご参加ください。

このころの相談、精神デイケアは広報みとよの保健・相談のページ（今月号は29ページ）に掲載しています。カタリ場は6月と12月の年2回、お知らせします。

▼問い合わせ
 福祉課 ☎73・3015

オストメイト対応トイレが設置されています

ストーマを付けている人が、少しでも安心して外出できるように、オストメイト対応トイレを市内4カ所の公共施設に設置しています。トイレ入り口に左記マークが表示されていますので、ご利用ください。

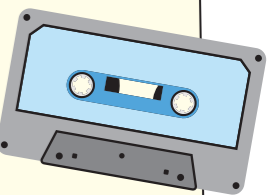
【設置場所】
 ・三豊市役所1階
 ・危機管理センター1階
 ・ふれあいパークみの
 ・たからだの里さいた



広報紙の音声テープを貸し出しています

目が見えにくく、広報紙を読むことができない皆さんのために、福祉課と市社会福祉協議会本所および各支所に、広報紙を吹き込んだ貸し出し用カセットテープを設置しています。必要な人はご連絡ください。

▼問い合わせ
 福祉課 ☎73・3015
 市社会福祉協議会
 ☎63・1014



社会的障壁ってなんだろう？

障がいのある人にとっては、日常生活を送る上で、さまざまなものが障壁となっています。例えば、道路の段差や難しい漢字ばかりの書類、利用しにくい制度、通行を妨げる障害物などが一例として挙げられます。

近年、国において障がい者に関する各種法律が整備され、平成26年2月には「障害者の権利に関する条約」が発効されました。障がい者を取り巻く環境は大きく変わってきており、障がいのある人もない人も、地域社会の中で尊重し合いながら、ともに暮らす社会づくりが進められています。

4月1日に施行する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」では「何人も、障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」とされています。

この法律では、行政機関などや事業者による「障がいを理由とする差別（不当な差別的取り扱い）」を禁止するとともに、「差別の解消に向けた具体的取り組み（合理的配慮の提供）」や普及啓発活動などを通じて、障がい者も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

役所や事業者が守らなければならないポイント

	不当な差別的取り扱い	合理的配慮の提供
役所	してはいけない	しなければならない
事業者(会社やお店など)		するように努力する

役所や事業者の役割は